

簡易ガス料金原料費調整制度の変更について

このたび弊社では、国の省令変更を受け、平成21年10月検針分から新しい原料費調整制度を適用させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

原料費調整制度は、原油価格や為替レートといった外部要因で変動する原料価格をガス料金に反映させることにより、料金の透明性を高める目的で適用しています。

主な変更点について

■ 原料費調整を毎月行うとともにガス料金に反映させる期間を短縮します

現行の制度では、6ヶ月間の原料価格の平均値を、中3ヶ月の期間において、次の6ヶ月分のガス料金に反映させておりました。

新しい制度では、3ヶ月間の原料価格の平均値を、中2ヶ月の間隔において、次の1ヶ月分のガス料金に反映いたします。

➡➡➡ 原料価格の変動がより早くガス料金に反映されます。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
現行制度	原料価格の平均値						料金反映																	
新しい制度	原料価格の平均値		料金反映		原料価格の平均値		料金反映		原料価格の平均値		料金反映		原料価格の平均値		料金反映		原料価格の平均値		料金反映		原料価格の平均値		料金反映	

■ ガス料金の調整を行わない範囲を廃止します

従来の制度では、原料価格の平均値が基準値の5%以内の変動の場合、ガス料金への反映を行っていませんでしたが、新しい制度では、ガス料金に反映し調整を行います。

➡➡➡ 原料価格の変動をきめ細かくガス料金に反映いたします。

現行制度	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> -5% 基準値 +5% +60% </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 料金反映(マイナス調整) 調整しない範囲 料金反映(プラス調整) プラス調整上限 </div>			
新しい制度	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> -5% 基準値 +60% </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 料金反映(マイナス調整) 料金反映(プラス調整) プラス調整上限 </div> <p>■ 原料価格の平均値が基準値を、下回った場合はマイナス調整し、上回った場合はプラス調整します。</p> <p>■ 原料価格の平均値が基準値の60%を超えて上回った場合は、160%を上限としてプラス調整します。</p>			

■ 原料費調整額のお知らせ方法

各月に適用する原料費調整額につきましては、毎月お届けするガス料金のご請求書の裏面にご案内させていただきます。